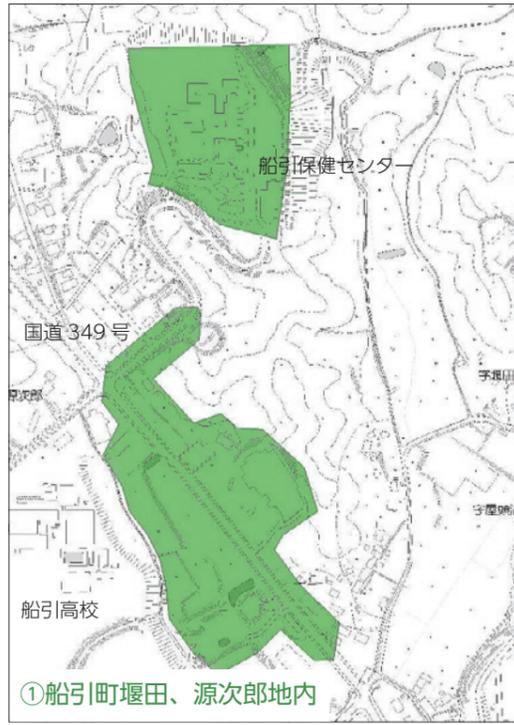


# 公共下水道の供用区域が広がります

市では河川や池沼などを汚さず、清潔で住みよい環境の街を目指し、順次、公共下水道事業を進めています。今年も4月1日から船引町、大越町、滝根町の一部で新たに公共下水道を使用できるようになりました。これにより市内の下水道供用区域面積は486.11haになり、約1万1620人の方が下水道を使用できます。

## ◆新たに下水道が使用できる地区

- ① 船引町 船引字堰田、源次郎、扇田の各一部
  - ② 船引町 東部台二丁目、三丁目、四丁目の各一部
  - ③ 大越町 上大越字水神宮の一部
  - ④ 滝根町 菅谷字堂田の一部
  - ⑤ 滝根町 神保字関場、河原の各一部
- ※地図の  の地区



① 船引町堰田、源次郎地内



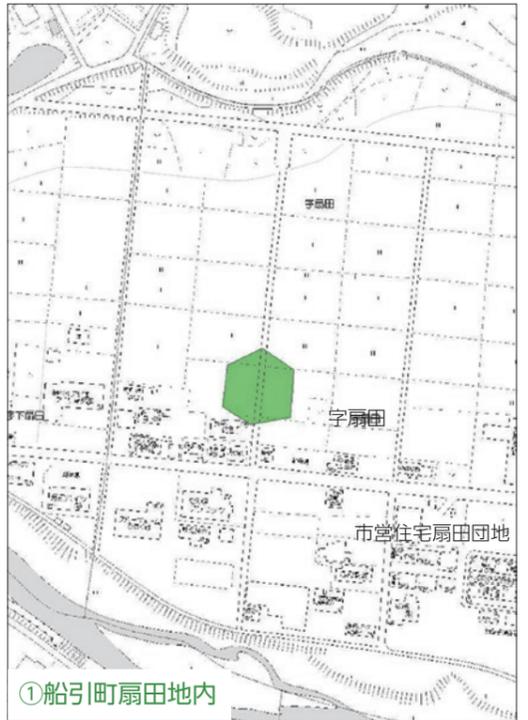
② 船引町東部台地内



② 船引町東部台地内



② 船引町東部台、源次郎地内



① 船引町扇田地内



③ 大越町水神宮地内



④ 滝根町堂田地内



⑤ 滝根町関場、河原地内

©2014 ZENRIN CO.,LTD(Z14AM 第049号)

## 未来へ向けて、下水道できれいな水と大地を

### 受益者負担金制度とは

下水道は、道路や公園のように誰もが利用できるものでなく、下水道管が整備された地域に住む方しか利用できません。

このように特定の方が利益を受けることから、下水道を利用できる方(「受益者」といいます)に本管や公共まなどの建設費の一部を負担していただくのが受益者負担金制度です。(都市計画法第75条)

受益者負担金は、多額の下水道施設の建設費をまかなう財源の一部として、下水道事業の推進に大きな役割を果たすものです。

受益者負担金の額は、1つの土地に公共ますを1個設置すると24万円になります。

納入方法は、5年分割で年4回(合計20回)に分けて納める方法と、一括で納める(前納)方法があります。

前納する場合は、その回数に応じて報奨金制度があります。

### 下水道使用料はいくら

下水道使用料(左表)は、下水道の使用料と合わせて支払うようになります。下水道を使うと使用料がかかりますが、くみ取り費用や浄化槽の維持管理費用などが不要になります。

また、下水道使用料は消費税が4月1日から8%に引き上げられることに伴い、6月請求分(4月使用分)から左表の( )書きの数字に改定となります。

下水道使用料の額【1月当たり、消費税込み】		
基本使用料	10m <sup>3</sup> を超えて使用した場合の超過使用料【1m <sup>3</sup> 当たり】	
汚水量 10m <sup>3</sup> まで 1,995円 (2,052円)	11m <sup>3</sup> ～ 20m <sup>3</sup> まで	199円 (205円)
	21m <sup>3</sup> ～ 50m <sup>3</sup> まで	210円 (216円)
	51m <sup>3</sup> ～ 100m <sup>3</sup> まで	220円 (226円)
	101m <sup>3</sup> 以上	231円 (237円)

※井戸水を使用している方や、上水道と併用している方の汚水量は別途認定されます。